

エコアクション21の運営に関する検討委員会（第2回）

議事要旨

1. 開催日時 平成23年12月2日（金）13:00～15:00

2. 開催場所 合同中央庁舎5号館 25階 環境省第5会議室

3. 出席委員

（委員）

竹本 和彦 委員長、市村 清 委員、佐藤 泉 委員

竹ヶ原 啓介 委員、千葉 貴律 委員、古田 清人 委員

木村 好子 氏（青山 直樹 委員代理）

（オブザーバー）

一般財団法人 持続性推進機構 森下 研氏

（環境省）

総合環境政策局 環境経済課 正田課長、猿田課長補佐、諸田環境専門調査員

4. 議 事

1 開会

- 2 議題（1） 業種別ガイドラインの準拠性確認について
（2） エコアクション21 今後の普及促進策について
（3） その他

3 閉会

5. 配付資料

資料1 エコアクション21の運営に関する検討委員会 設置要領

資料2 エコアクション21の運営に関する検討委員会 委員名簿

資料3 エコアクション21業種別ガイドライン検討分科会の実施について

資料4 エコアクション21の現状と課題

資料5 エコアクション21の今後の普及促進策について

（別添1）エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）

（別添2）エコアクション21業種別ガイドライン（案）

6. 議事要旨

- ・会議は非公開で行われた。
- ・議題1について、環境省から業種別ガイドライン検討分科会の実施状況の報告。
- ・オブザーバー参加の一般財団法人 持続性推進機構 森下氏より、業種別ガイドライン（案）について資料3に基づき概要の説明。
- ・エコアクション21における業種別ガイドラインの位置付け、準拠性の確認方法について確認を行った。

【業種別ガイドラインの準拠性確認にあたって出された主な意見】

（産業廃棄物処理業者向けガイドライン）

○適用範囲について、産業廃棄物業者向けとしつつ、一般廃棄物を扱っている業者については「参考にしてください」くらいの記述があったほうが良いと思う。（佐藤委員）

→ガイドラインの中に「参考にしてください」と記述であった場合には、認証・登録の要件として審査はできない。現状は、認証・登録の要件として運用している。（森下氏）

○現在の運用にガイドラインを合わせると、何か弊害はあるのか。（竹ヶ原委員）

→一般廃棄物処理業者にも適用するということになると、過去の歴史に遡っていく部分もあり、慎重に進めた方がよい。（竹本委員長）

○産業廃棄物と一般廃棄物は、メーカーの立場から見るとやはり違うので、将来的には「産業」という言葉を取り、廃棄物全般を示すガイドラインに改訂する必要がある。（古田委員）

○中長期的には、廃棄物処理関係事業者向けとしてまとめることとする。（竹本委員長）

（食品関連事業者向けガイドライン）

○ロゴマークについて、エコアクション21を取っていれば、必ず食品リサイクル優良業者ということになるのか。（古田委員）

→エコアクションの要求事項の中に、食品リサイクル法の基準実施率以上の取組をしていないと、エコアクション21自体にも認証しないこととなる。運用としては完全に一体なものである。（森下氏）

○後発事象の発生により、優良業者を取り消すなど、そういうルールは決まっているのか。

（竹ヶ原委員）

→2年連続で基準実施量を下回れば、強力な指導が入ることになっている。（森下氏）

(大学等高等教育機関向け)

(特筆すべき意見・指摘事項等はなし)

(建設業向け)

(特筆すべき意見・指摘事項等はなし)

(地方公共団体向け)

○活動対象組織の定義について、ISO14000では、事業所毎に任意に決められる。顧客の要求や環境負荷に応じて、自分がやりたいところを指定すればよいのでは。全体を入れなければならないルール自体が、少し堅過ぎではないか。(古田委員)

→それぞれの施設の取組の仕方とかチェックの頻度とか、目標の立て方については、すべての施設を同じ仕組みでの運用を求めているわけではない。そこはそれぞれのやり方が当然あっていいと考えている。(森下氏)

○組織全体でのEMS的な取り組みは当然として、資金を出してでも第三者に見ていただくところは、ある程度自分の必要性に応じてピックアップして、審査をしていただくということでも構わないと思う。(古田委員)

→審査自体は当然サンプリングであり、すべてを見ることもできていない。負荷の大きなところを中心に見に行くことになる。仕組みとして全体が範囲となっているかどうかということ、審査としては対象に見せていただいている。(森下氏)

○最終的に、地方公共団体向けを除く各業種別ガイドラインは、準拠性があることを確認した。(地方公共団体向けは、引き続き検討していく。)

●議題2について

・今後のエコアクション21の普及促進策として、エコアクション21中央事務局、環境省から資料4・資料5をもとにそれぞれ委員に対し説明した。

(説明を受け委員からの主な意見)

○静岡県は、具体的にどのようなことをやって認証数を増やしているのか。(市村委員)

→それぞれの自治体の環境基本計画の中で、エコアクション21を積極的に普及していくとい

うことを政策の中に明記していただき取り組んでいただいている。各自治体では、環境部門と商工部門が連携をして、域内の事業者さんにエコアクションを勧めていただくことで拡大している。（森下氏）

○利子補給等を受けるには、エコアクション21などEMSを取る必要があるとメインバンクから言わせるという手はあるのではないか。（竹ヶ原委員）

○従来のEMSの取組だけではなく、化学物質のマネジメントを厳密に要求し全部チェックすることが必要になっている。大企業側もチェックを受ける側も負担になっている。（古田委員）

○エコアクションの場合、コンサルとかアドバイザーができる。そういった機能を積極的に活用してみてはどうか。（千葉委員）

○紛争鉱物への対応も必要である。（古田委員）

○やはりサプライチェーンから排除されないための守りの道具だというのは、確かにすごく効くと思うので、大事である。（竹ヶ原委員）

○スリランカやベトナムから、今後エコアクション21について取り組んでみたいということで話が来ている。（森下氏）

以上